

令和7年7月～9月実施分

わっくるチャレンジ応援事業 募集要項

次なる
茨木へ。



この要項は、わっくるチャレンジ応援事業（以下「応援事業」という。）における企画申込及び実施に関し、必要な事項を定めるものです。

1 趣旨

茨木市文化・子育て複合施設「おにくる」（以下「おにくる」という。）のキーコンセプトである「育てる広場」の実現に向けて、おにくるの2階に設置されている子育てフリースペース「わっくる」等（以下「わっくる等」という。）で行う、こどもと保護者等が楽しめるイベントを主体となって企画・実施する個人及び団体（以下「企画者」という。）を募集します。

2 目的

企画者がこれまでに培ってきた子育てに関するノウハウを活かし、おにくるで子育てに関するイベントを実施することで、おにくるを中心とした子育て支援に取り組むとともに、チャレンジを通して自己実現を図る場を市が提供することで企画者のさらなる活躍を応援することを目的とします。

3 企画申込できる者

次の(1)から(3)のいずれかに該当する者です。

- (1) 茨木市内在住、在学、在勤の個人
- (2) 茨木市内在住、在学、在勤の者で構成された団体
- (3) 茨木市内に活動拠点を置く個人又は団体

4 企画申込の手続き

応援事業に申込しようとする者は、次の期間内に「わっくるチャレンジ応援事業企画申込書」を提出してください。市が企画内容を確認し、企画実施が決定したときには、「わっくるチャレンジ応援事業企画決定通知書」により通知します。

申込期間：令和7年5月1日（木）～令和7年5月18日（日）必着まで

持参の場合は、休館日（毎月第2、第4月曜日（祝日と重なる場合は翌日）及び12月29日～1月3日）を除く **午前8時45分～午後5時15分**

申込先：茨木市立こども支援センター（茨木市子育て支援課）

申込方法：提出先へ持参、郵送又は申込フォームより提出

必要書類：わっくるチャレンジ応援事業企画申込書

【個人の場合】

茨木市内在住、在学、在勤がわかる書類

(運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード（顔写真のある表面）、社員証、学生証の写しなど)

※マイナンバーカードのマイナンバー（個人番号）が記載されている裏面は提出しないでください。

【団体の場合】

団体等の定款、規約、会則等、名簿

【市内に活動拠点を置く個人又は団体】

茨木市内に活動拠点を置くことがわかる書類

(活動チラシ、活動内容が掲載されたwebサイトやSNSのコピー等)

※その他、追加書類の提出をお願いする場合があります。

5 企画申込の条件

企画者は、募集にかかる活動を実施するにあたり、次の(1)から(4)のいずれの条件も満たすものとします。

- (1) 法令又は公序良俗に反するおそれがないこと
- (2) 本市の信用又は品位を害さないこと
- (3) 営利活動、宗教活動及び政治活動を目的としていないこと
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員及び暴力団と密接な関係ないこと

6 募集する企画内容

募集する企画内容は、次の(1)から(5)のいずれにも該当するものとします。

- (1) 企画者のノウハウを活かしたことともと保護者等が楽しめるもの
- (2) わっくる等を利用することがふさわしい企画であるもの
- (3) 「茨木市次世代育成支援行動計画（第5期）」における基本理念に沿ったもの
- (4) 材料費を含め、参加費用は不要とするもの
- (5) 参加者の当日参加を可とするもの

◇わっくるで既に市が実施している「〇〇の日」のイベントの趣旨を踏まえた内容を企画し、申込みすることもできます。

【〇〇の日】

・あかちゃんの日…ねんね、はいはいのあかちゃんと家族が安心してゆったりと遊べる日です。ふれあい遊びをしたり、保護者の方同士の交流の時間を設けたりしています。

・絵本でほっこりの日…絵本を読みながらゆっくりと過ごすことができる日です。司書による絵本の読み聞かせや保育士による紙芝居をしています。

・輪唱の〇〇の日…いつもは固定の曲ですが、この日は音板を組み替えることで様々な曲を奏することができます。みんなで一つの曲を完成させて、ボールを転がして遊びます。

・身近なもので遊ぼうの日…体を使ってふれあい遊びをしたり、家にあるペットボトルやチラシなどを使って遊べたりする日です。わっくる内に掲示する、季節を感じる壁面展示を制作することもあります。

茨木市次世代育成支援行動計画（第5期）（抜粋）

第4期計画では、本誌において、こどもを生み育てやすい環境づくりを進めるための課題解決に向け、『未来を創るこども・若者が地域とともに成長するまち”いばらき”～「子どもの最善の利益」が実現される社会をめざして～』を基本理念に据え、こども・若者に関する各種施策に取り組んできました。

本計画では、こども・若者の今とこれから最善の利益を保障されながら、地域に支えられ、心身ともに健やかに成長し、未来にわたって本市で活躍するこども・若者の育成をめざします。

そのため、基本理念を下記のとおり定め、こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話をしながら、すべてのこども・若者が将来にわたって身体的・精神的・社会的に幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会づくりに向けて、様々な施策の展開を図っていきます。

未来を創る子ども・若者が地域とともに成長するまち “いばらき”
～こども・若者の最善の利益を目指して～

7 付帯設備等の利用

貸出可能な付帯設備を利用したい場合は、企画実施決定後に、茨木市立こども支援センター付帯設備貸出申請書を提出してください。また、備品、教材（パネルシアター等）を貸出希望される場合は、別途担当者と調整してください。

8 一時保育の利用

イベントを企画する保護者等が養育する1歳から就学前までの幼児が利用できます。一時保育が必要な場合は、事前の予約が必要です。

なお、茨木市内在住者に限り、一時保育スマイルで生後3か月～1歳の乳児の保育も可能です。

9 企画実施期間

令和7年7月1日（火）～令和7年9月30日（火）

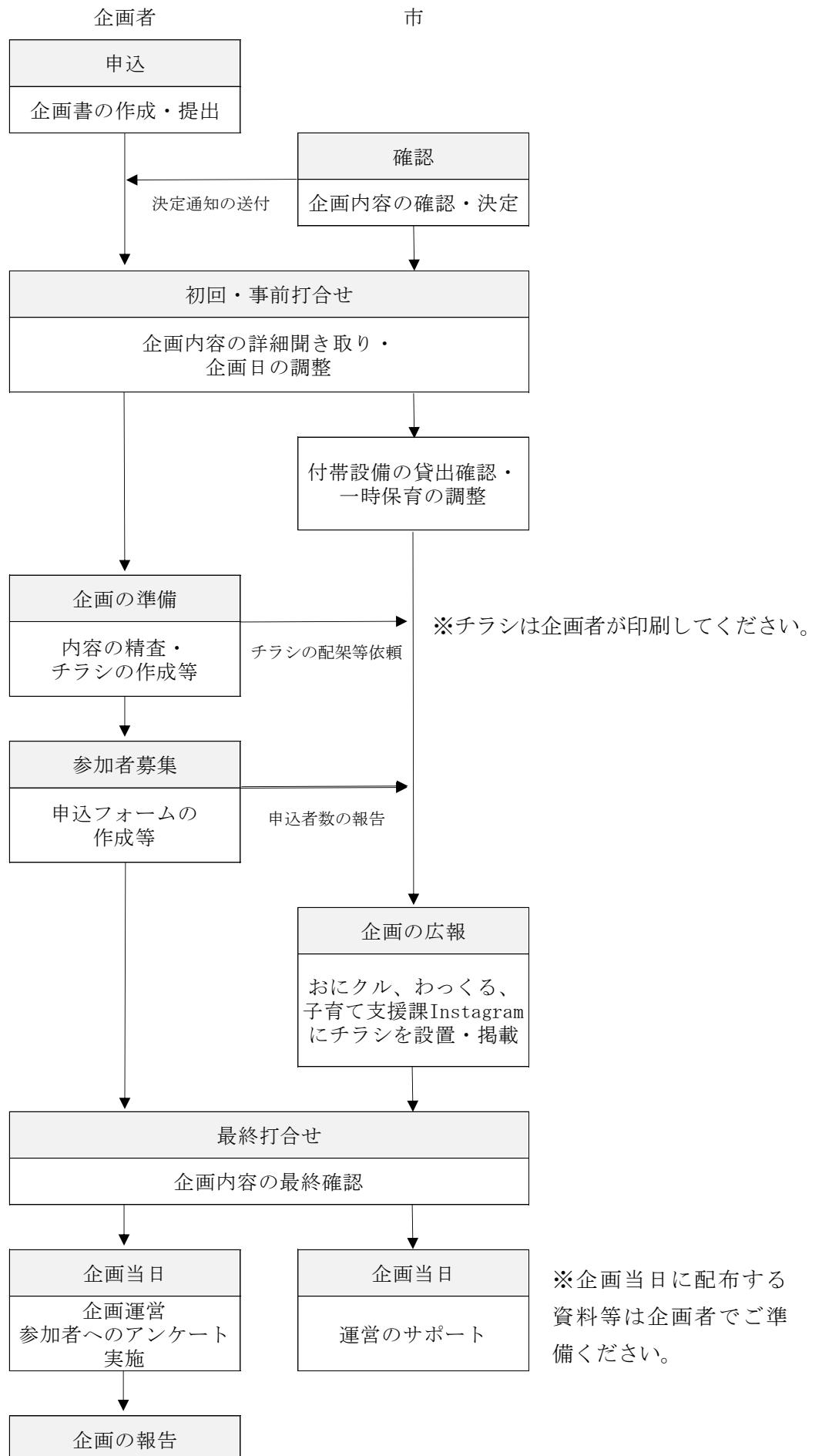
企画実施できる時間は、わっくる等開所日の午前9時30分から午後4時30分の間です。実施単位は半日（9時30分～13時もしくは13時～16時30分）とし、期間中の実施回数は1回とします。

10 企画実施場所

茨木市文化・子育て複合施設おにくる2階にある子育てフリースペースわっくる

※わっくる以外での実施を希望する場合は、申し出てください。

11 企画の流れ



12 企画者による企画の取消

企画実施決定後、企画者が企画を取り消すときは、すみやかに「わっくるチャレンジ応援事業企画取消申込書」を提出してください。市がその内容を確認し、変更又は取消を決定したときは、「わっくるチャレンジ応援事業企画取消決定通知書」により通知します。

13 市による企画の取消

企画実施決定後、次の(1)から(5)のいずれかに該当するときは、市が実施の決定を取り消し、「わっくるチャレンジ応援事業企画取消決定通知書」により通知します。

- (1) 企画者が虚偽その他不正な行為により決定を受けたとき。
- (2) 企画者が12による手続きを行わずに企画を中止したとき。
- (3) 企画者が市の指示に従わないとき。
- (4) 企画の内容がわっくるチャレンジ応援事業企画申込書の記載内容と明らかな乖離があると認めるとき。
- (5) その他市が不適当と認めるとき。

14 企画者の順守事項

次の(1)及び(2)の事項を順守してください。

- (1) 企画・準備・運営・報告のすべてを企画者が行うこと
- (2) 茨木市文化・子育て複合施設条例施行規則（以下「規則」という。）第32条に定められた事項

【茨木市文化・子育て複合施設条例施行規則第32条】抜粋

（利用者の順守事項）

第32条 利用者は、条例に定めるもののほか、次に掲げる事項を順守しなければならない。

- (1) 利用の権利を譲渡し、又は転貸しないこと。
- (2) 参集人数が、利用する施設の定員を超えないこと。
- (3) 許可なく物品の販売その他これに類する行為、はり紙等をしないこと。
- (4) 所定の場所以外で火気を使用しないこと。
- (5) 入館者に対して、次条の規定を守らせること。
- (6) 利用施設及び附帯設備について準備、後始末又は原状回復等を行う場合は、職員の指示に従うこと。
- (7) その他職員の指示に従うこと。

15 わっくる等の毀損及び損害賠償

企画者が、わっくる等の設備を毀損・損失した場合は、規則第34条の定めに従い、直ちに職員に届け出て、その指示を受けてください。

損害の賠償が発生した場合は、企画者は茨木市文化・子育て複合施設条例第45条の定めに従うものとします。

【茨木市文化・子育て複合施設条例第45条】抜粋

(損害賠償)

第45条 利用者の責めに帰すべき理由により、建物、設備、器具等を損傷し、又は滅失したときは、利用者は、市長が相当と認める額を弁償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、その額を減額し、又は免除することができる。

【茨木市文化・子育て複合施設条例施行規則第34条】抜粋

(建物等の損傷等の届出)

第34条 利用者及び入館者は、建物、設備、器具等を損傷し、又は滅失したときは、直ちに職員に届け出て、その指示を受けなければならない。

16 企画終了の報告

企画者は、企画の実施が終了したときは、わっくる等を原状復帰した後に、企画の実施の翌日から30日以内に、「わっくるチャレンジ応援事業企画実施報告書」を提出してください。

17 その他

この要項に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別途定めます。

問合せ先

茨木市立こども支援センター（茨木市子育て支援課）育成グループ

〒567-0888 茨木市駅前三丁目9番45号

茨木市文化・子育て複合施設 おにくる2階

TEL : 072-624-9301（音声案内時「4」を押してください。）

Mail : kosodate@city.ibaraki.lg.jp